

晋南朝における「忠孝先後」問題をめぐって

野田, 俊昭

<https://doi.org/10.15017/24581>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 14, pp.34-57, 1985-12-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

晋南朝における「忠孝先後」問題をめぐって

野 田 俊 昭

序

父子間の秩序である孝が具体的な骨肉の理論に過ぎたものであるのに対し、君臣間をむすびつける忠がいわば抽象的次元への飛躍があつて成立するものであれば、また、孝が家門内において、忠が家門外において提唱されるものであるように、それぞれが唱導される場が相異なるものであれば、忠と孝とは根本において相対立するものである。それだけに、のちの皇帝権力に連なる君権が形成され始められた頃より、君臣関係Ⅱ忠と父子関係Ⅱ孝との一体化が、意識的無意識的に、絶えず求められた。この際の忠と孝とは二つのかたちをとっている。その一つは、『孝経』に見えるように、孝を觀念化して忠に結びつけるものである。他の一つはなまの關係として体制側―皇帝権力側が孝の上位におくものである（前者にあつても忠の孝に對する優位が窺われる。）。小論は主として後者の場合をとりあげ（ここでは現実に忠と孝とが矛盾し、對立することがある。）、時代を晋南朝に、対象を皇帝と官吏（としての士人）との間に限定して若干の考察を試みるものである。その大要は以下のごとくである。

晋南朝の各王朝は「以孝治天下」、つまり孝治主義をもつて施政の第一方針としている。しかし、同じく孝治主義を施政の大方針とするにしても、その実施面で晋と南朝では相違が見られる。このことをもつともよく表わすものとして、晋の皇帝が不孝をめぐる「清議」・「郷論」を大きく肯定し、それを官界運営の一環としているのに対し、南朝の皇帝が、巨視的には一般的な形において「清議」・「郷論」の存在を肯定してはいるものの、忠を称揚すべく、あるいは有為の人才を救うという観点から、不孝をめぐる「清議」・「郷論」を否定することのあるのがあげられる。さらに南朝も後期になると、皇帝の側から

旧来とは異なる孝觀念が提示される。それはもちろん忠を重視するという方向においてである。

ところで、晋南朝の忠について考える際、注目されることは、それを官吏の側から見た際、ひとつの王朝に限るとするものと、複数のものにおよび得るものとして機能するものがあることである。このように当時の忠に二面性が存在するのは、忠の本質をまごころをもって君に仕えるというところに求めたことに基づくものであろうが、それにしても、(前者については問題はないが)、後者の場合をもまた(まごころをもって君に仕えさえすれば)忠とされたことは、官吏の皇帝に対する忠の実践に際して迫力を欠くことになったと考えられる。

一、晋の孝治主義

晋王朝が「以孝治天下」、つまり孝治主義を施政の大方針としていたことについては、贅言を要しないと思うが、史料を二・三あげておく。魏の正治十年の司馬氏のクーデター成功以来、魏王朝の実権は司馬懿、その子司馬師、司馬昭につきつぎに握られたが、司馬昭について、『晋書』卷三十三何曾伝に、

時歩兵校尉阮籍負才放誕、居喪無礼。曾面質籍於文帝(司馬昭)座曰、卿縱情背礼、敗俗之人。今忠賢執政、綜核名実、若卿之曹、不可長也。因言於帝曰、公方以孝治天下、而聽阮籍以重哀飲酒食肉於公座。宜擯四裔、無令汚染華夏。帝曰、此子羸病若此、君不能為我忍邪。曾重引規、辞理甚切。帝雖不從、時人敬憚之。

とある。魏の天子の禪を受けて、正式に晋王朝を創始した司馬炎(武帝)についても、『晋書』卷八十八李密伝に見える、武帝に対する李密の上奏中に、

泰始中、……乃上疏曰、……伏惟聖朝以孝治天下。

とある。また『晋書』卷二十礼志中によれば、魏の咸熙二年の八月、司馬昭が死んで、九月に葬られ、十二月に武帝が受禪即位して泰始と改元した。武帝は漢魏の旧典に遵って既葬除服したけれども、その後、なお「深衣素冠服、降席撤膳」の状態で三年を終えた。これに対して太宰司馬孚・太傅鄭冲・尚書令裴秀・尚書僕射武陔らが上奏して、権制に従って即吉するように再三勧めたけれども、武帝は遂に応じなかった。その後太后の喪に当たっても、同様な礼を以てしたという。そして、右の太宰司馬孚らの勧めを拒否した武帝の詔に、

本諸生家、伝礼来久。何至一旦便易此情於所天。

とあつて、自ら司馬氏が儒学を家学とする家であり、孝道の実践を重んずるのはいわば祖法に他ならないとしている。

恐らく右のような皇帝の出自もからんで、晋代に入ると「清議」・「郷論」が官界運営の一部に取り入れられている。この「清議」は（士人間の清く正しい議論にもとづく）官吏たる士人の処罰をめぐる正当な「輿論」といった意味、この「郷論」は郷党における士人間の（その地域出身の）官吏たる士人の処罰をめぐる正当な「輿論」といった意味である。晋代以降、官吏たる士人に儒教的名教に悖る行為があつた際、その処罰は「清議」を正す、「郷論」に任すというかたちで具体化された。そうした処罰は、「清議」もしくは「郷論」の対象となつたものの郷品を退割したり、そのものが郷品を持つことを否定したりするといふかたちで具体化される。前者の場合は退割された（低い）郷品に応じた（低い官品の）官職にしかつきえないし、後者の場合は官吏たりえない。こうした「正清議」と「任郷論」とは自ら関連するところを持つ。

ところで、「清議」もしくは「郷論」の対象となる行為とは、結局儒教的名教に悖るとされる行為であるが、それらを検すると、考道の実践にかかわるものが多くを占めている。これをまとめてみると、それは父母生存時の孝養に関するものと、父母没後の喪礼に関するものと大別できるようである。今以下の考察と関連のある事例を若干あげる。

『晋書』卷五十庾純伝に、西晋時代のこととして、庾純と賈充とはもとと不仲であつたが、賈充が酒席で庾純の父が老いているのに庾純が供養しないといつたのに対して、庾純が賈充の魏王朝（具体的には高貴郷公）に対する不忠を詰つたことから争いが起つたこと、御史中丞孔恂が庾純を弾劾し、下司の庾純（彼は当時河南尹であつた。）が上司の賈充（彼は当時司空であつた。）を慢つたことにより庾純の官を免すべきを請うたこと、これに対して詔が出て庾純の官を免じたこと、などを記したのち、さらに武帝が詔を出して、「以（庾）純父老不求供養、使挾礼典正其臧否」として、庾純のこの行為を処罰の対象となりうるほどの不孝であるか否かを群臣に博議させたことを記している。この博議参加者のひとり、当時司徒西曹掾であつた劉斌は以下のように述べている。

敦叙風俗、以人倫為先。人倫之教、以忠孝為主。忠故不忘其君、孝故不忘其親。若孝必專心於色養、則明君不得而臣、忠必不顧其親、則父母不得而子也。是以為臣者、必以義斷其恩、為子也、必以情割其義。在朝則從君之命、在家則隨父之制。然後君父兩濟、忠孝各序。……且純近為京尹、父在界内、時得自啓定省、独於礼法外处其貶黜、斌愚以為非理也。礼、年

八十、一子不從政。純有二弟在家、不為違礼。又令、年九十、乃聽悉婦。今純父実未九十、不為犯令。罵辱宰相、宜加放斥、以明国典。聖恩凱悌、示加貶退、臣愚無所清議。

右は、父（母）が年八十以上の場合には、その子供のうち少なくとも一人は官職につかず父母に孝養を尽すことを専らにしなければならぬ（それ以外の子は官職についてもさしつかえない）。父（母）の年が九十以上の場合には、その子供はすべて官職につかず、父（母）に孝養を尽すことを専らにしなければならぬ。この礼（これは言うまでもなく、『礼記』王制に見えるものである。）の「規定」に反する場合は、「清議」によつて処罰されるべきであるが、庾純の場合は、父の年は八十をこえているけれども、弟が二人家にあつてつまり官職につくことなく父に対して孝養を専らにしているのであるから、右の礼の「規定」に何ら違反するものではない。したがつて「清議」するところではない、ということ述べてある。博議では庾純を不孝として処罰すべきであるとする意見も出たけれども、後文によれば、庾純に対する処罰は酒席において、下司であるにもかかわらず上司を慢つたとする罪による免官ということから、結局劉斌に代表される意見が公式見解として採用されたとしてよかる。

以上は逆から言えば、右の礼の「規定」に違反して官職につき国政に従事すれば（これは忠としてとらえられている）、孝道の実践―孝―に欠けるものとして「清議」よつて処分されることを示したものとされよう。これはいわばねむつてゐる「規定」が問題が生じたときにめをさましたものであろう（以下、こうした「規定」という表現には明確に成文化されたものだけではなく、いわば慣習法的なものをも含める）。従つて、この「規定」違反が「清議」（もちろん「郷論」についても）の対象要件とされることが示された庾純の事例以降、これに違反すれば「清議」・「郷論」にかかわるものであるとする理解が共通のものとなつたものと推断される。このことを明示する史料をあげることはできないが、『南齊書』卷三十二張伝に、張岱について、

隨王誕於会稽起義。以為威建威將軍、輔国長史、行県事。事平、為司徒左西曹。母年八十、籍注未滿、岱便去官從実還養。有司以岱違制、將欲糾拏。宋孝武曰、觀過以知仁、不須案也。

とあり、右の「規定」が官吏の側にとつては一種の権利としてとらえられている。このことは右の推断を支えるところがある。また、『宋書』卷九十一孝義、何子平伝に、何子平について、

晋南朝における「忠孝先後」問題をめぐって

揚州辟從事史、……母本側庶、籍注失実、年未及養。而籍年已滿、便去職歸家。時鎮軍將軍顧覲之為州上綱。謂曰、尊上年未八十。親故所知。州中差有微録、当啓相留。子平日、公家正取信黄籍。籍年既至、便応扶持私庭。何容以実年未滿、苟冒荣利。且婦養之願、又切微情。

ともある。以上は一定の段階に達したならば（具体的にいえば、「（父母）八十者、一子不從政。九十者、其家不從政。」とする礼の「規定」に該当するようになれば）、忠よりも孝を選択すべしとするものである。右は父母生存時の孝養に関する「清議」・「郷論」をめぐる「規定」である。

次に有名な史料であるが、『世説新語』卷下之下尤悔篇第三十三に、

温公、初受劉司空使、勸進。母崔氏固駐之。嶠絕裾而去。迄於崇貴、郷品猶不過也。每爵皆免詔。

とある。「温公」とあるのは温嶠のことである。「爵」というのはこの場合ほぼ官爵という意味であり、「每爵」というのは「新しく官職が昇ること」に、あるいは「新しい官職につくこと」といった意味である。また、『晋書』卷七十八孔愉伝に、初愉爲司徒長史。以平南將軍温嶠母亡、遭乱不葬、乃不過其品。至是（蘇）峻平。而嶠有重功。愉往石頭、詣嶠。嶠執愉手、而流涕曰、天下喪乱、忠孝道廢。能持古人之節、歲寒不凋者、唯君一人耳。時人、咸称嶠居公、而重愉之守正。

とある。両記事をあわせ考えると、温嶠は母が死亡した際、喪乱のために奔って葬らなかつたので、「清議」もしくは「郷論」の対象となり、一旦郷品の引き下げ、あるいは否定がなされた。のちに州大中正がその郷品を復しようとしたが、司徒府がそれを認めなかつた。ということが想定される。これは母（もちろん父も含まれる。）の葬送が終了しないまままで官につき国政に従事した際、それがたとえ喪乱などによって事実上葬送が不可能な場合であつたとしても、「清議」もしくは「郷論」の対象とされ郷品が退割されたり否定されたりしたことを示している。なお、改めて言うまでもないが、官職につかなければ郷品は何ら意味をもたない。また平常の状態において、父母の葬送が終了しないままに官職につき国政に従事し得ないのももちろんのことである。百官が父母の憂に当って、葬送のために去官した事例は当時の史乘に頻見する。この「規定」も南朝に継承されている。一方、『北堂書鈔』卷五十九設官部十一録尚書七十一に、

晋中興書云、王導為驃騎揚州、領中書監録尚書事。時丞相參將羅弘父母没賊。賊平、不奔赴。御史中丞熊遠奏清議。而吏部尚書周凱選弘、導署過其事。為有司所奏。導上疏請免録。中宗令曰、卿恒搃万機、何解録。除節而已。

とあり、『南史』卷四高帝本紀、建元三年九月の条に、

烏程令吳郡顧昌玄、坐父法秀宋泰始中北征、死亡、屍骸不反、而昌玄宴樂嬉游、与常人無異。有司請、加以清議。とある。右は父母死亡時の喪礼に関する「清議」・「郷論」をめぐる「規定」である。

周知のように儒教的名教の大宗をなすものは忠と孝であるが、以上見てきた「清議」・「郷論」の「規定」は、要するに官につき国政に従事すること（忠）を放棄して孝に専念すべしとすること、いいかえれば、忠よりも孝を重視すべしとする「規定」に他ならないのである。しかし、この際、戦乱のため母の葬を営めないという特殊事情があるにしても、発詔によって温嶠の官職が昇っていること、つまり、発詔が「清議」・「郷論」の存在を認めつつも、それに優越するものとして、自らを位置づけていることを無視できないであろう。

次に必ずしも「清議」・「郷論」の対象となるものではないが、忠と孝との関連で興味ある事例として「二親生離」の問題がある。動乱がほぼ日常化していたとしても過言ではなかった魏晋南北朝時代にあつては、父ないし母が敵国に没したため子供と死別したり、生き離れになることが往々起りがちであった。死別の場合については先に述べた。生き離れの場合その子供はどのように身を処すべきか。具体的には仕官と婚姻の問題に対してどのように対処すべきか。この「二親生離」という現象が日常的とさえいえる魏晋南北朝時代にあつても特に日常的であつたと思われる東晋初期に、この問題について多数の議論が討ちあつている。これらの議論は『通典』『晋書』などに見えるが、今『通典』によると、その卷九十八礼五十八に、

御史中丞劉隗奏上、諸軍敗亡、失父母、未知吉凶者、不得營官歡樂、皆使心喪。有犯、君子廢、小人戮。

といったきびしい意見も提出されているが、結局、

東晋元帝、建武元年、……帝告下曰、……唯親生離吉凶未定、心憂居素、出自人情。如此者非官制所裁。普下奉行。

とあつて、政府の公式見解としては、各々の是とするとともに従つてよろしいということになつた。これを事例について見ると、『南齊書』卷五十五孝義崔懷慎伝に、

崔懷慎、清河東武城人也。父邪利、魯郡太守。宋元嘉中、没虜。懷慎与妻房氏篤愛、聞父陷没、即日遺妻、布衣蔬食、如居喪礼。邪利後仕虜中書、戒懷慎不許如此。懷慎得書更号泣。懷慎從叔模為滎陽太守、亦同没虜。模子雖居処改節、而不廢婚宦。大明中、懷慎宗人冀州刺史元孫北使、虜問之曰、崔邪利、模竝力屈婦命、二家子姪、出処不同、義將安在。元孫

晋南朝における「忠孝先後」問題をめぐって

曰、王尊馭驥、王陽回車、欲令忠孝並弘。臣子兩節。

とあって、崔懷慎は任官を廃して孝を尽す方を選び、崔模の子（名前は不明）は任官を廃さずして忠を尽す方を選んだわけであるが、その各々とも是とされている（少なくとも、どちらか一方の行為を非難するということは見えていない）。

二、南朝の孝治主義

南朝歴代の諸王朝にあっても、晋王朝と同じように孝治主義を標榜していることに変わりはない。『宋書』卷八十二周朗伝に、

世祖（宋孝武帝）即位。……時普責百官讜言。朗上書曰、……今陛下以大孝始基、（下略。）

とあり、『南史』卷五十劉獻伝に、

齊高帝踐阼。召獻入華林園談語。問以政道。答曰、政在孝經。宋氏所以亡、陛下所以得之是也。帝咨嗟曰、儒者之言、可宝万世。

とあり、『梁書』卷四十七孝行、序に、

高祖（梁武帝）創業開基、飭躬化俗。澆弊之風以華、孝治之術斯著。

とあり、同書同卷荀匠伝に、

外祖孫謙誠之曰、主上（梁武帝）以孝治天下。

とあり、『陳書』卷十九沈炯伝に、

（沈炯）又表曰、……伏惟陛下（陳文帝）叡哲聰明、嗣興下武、刑于四海、弘此孝治。

とある。また、当時孝子・順孫に対する旌表が盛んに行われているのもそうしたことを示したものとされよう。

さらに言えば不孝に対する処罰は、晋代よりもむしろ強化されているふしがある。晋代、「清議」・「郷論」の対象となる不孝の具体的な処罰は、郷品の終身にわたる完全廃棄から郷品の退割に至るまで幅があったが、遅くとも梁陳時代になると、一律に郷品の終身にわたる完全廃棄たる終身廃棄とされている。『隋書』卷二十五刑法志に、梁のこととして、

士人有禁錮之科。亦有絳重為差。其犯清議、則終身不齒。

とあり、同じく陳のこととして、

其制唯重清議禁錮之科。若縉紳之族、犯虧名教、不孝及内乱者、發詔棄之、終身不齒。先与士人為婚者、許妻家奪之。とある。「終身不齒」というのは郷品の終身廃棄と同じことである。なお右の清議は、「清議」と「郷論」をあわせあらわすものである。¹⁰⁾

ところで、孝道をめぐる「清議」・「郷論」の対象要件としては、第一節で示した父母死亡にあたっての葬送に関するもの他、葬送終了後の喪服中の礼制違反がある。これは周知のことであるが、例を若干あげておく。『晋書』卷八十二陳寿伝に、陳寿について、

遭父喪、有疾、使婢丸藥。客往見之。郷党以為貶議。及蜀平、坐是沈滯者累年。

とある。これは「郷論」の対象となったものとされよう。さらに『世説新語』卷下之上任誕篇第二十三に引く注に、阮簡について、

竹林七賢論曰、……後(阮)咸兄子簡亦以曠達自居。父喪、行遇大雪、寒凍。遂詣浚儀令。令為他賓設黍臠。簡食之、以致清議、廢頓、幾三十年。

とある。陳寿は右の後、母の遺言に遵い母を洛陽に葬ったが、帰葬しなかつたとして、再び「清議」もしくは「郷論」の対象となつている(陳寿は巴西安漢の人)。ここで、『宋書』卷六十范泰伝を見ると、范泰について、

父憂去職、襲爵陽遂郷侯。桓玄輔晋、使御史中丞祖台之奏泰及前司徒左長史王準之、輔国將軍司馬珣之並居喪無礼、泰坐廢徙丹徒。

とある。これは范泰の喪服中の喪礼違反が、「清議」もしくは「郷論」の対象とされ、(恐らく終身)廃棄されたうえに徙刑が加えられたものとされよう。さらに『梁書』卷九王茂伝に、王茂の子貞秀について、

子貞秀嗣。以居喪無礼、為有司奏、徙越州。後有詔留広州。

とある。これらから、東晋末から南朝にかけて、「清議」・「郷論」の対象となつた際、「清議」・「郷論」に固有の処罰の他に徙刑が付加される場合があつたことが知られる。これも結果的には、旧来に比して「清議」・「郷論」の対象となる不孝に対する処罰が、強化されたことを示すものとされよう。

以上のように、南朝歴代の諸王朝も、晋王朝と同じように孝治主義を標榜し、孝行を奨励している。しかし重大な局面で相

晋南朝における「忠孝先後」問題をめぐって

違が見られる。それは忠と孝とが抵触する面においてである。すなわち、南朝の歴代の王朝の皇帝は、忠を称揚すべく、あるいは有為の人才を救済することを意図して、旧来忠よりも孝が優先された局面においても、忠を孝よりも優先させることが問見られるようになる。

『南齊書』卷五十九河南伝に、

易度侯卒。(永明)八年、立其世子休留茂為使持節督西秦河沙三州諸軍事、鎮西將軍、領護羌校尉、西秦河二州刺史。復遣振武將軍丘冠先拜受、并行弔礼。冠先至河南、休留茂逼令先拜、冠先厉色不肯。休留茂恥其國人、執冠先於絕巖上推墮深谷而死。……世祖(齊武帝)勅其子雄曰、卿父受使河南、秉忠守死、不辱王命、我甚賞惜。喪屍絕域、不可得尋。於卿後宦塗無妨。

とある。先述したように、父(母)の葬送を終了しないままに官につくことは、不孝として「清議」もしくは「郷論」の対象となるものであった。従つてこの対象となつたものは、そのものが正常な官途を歩むことに際して大きな障害となつたり、もしくは、そのものが、官吏としての生命を維持することを不可能にするものであった。これは皇帝が忠を称揚すべく、「清議」・「郷論」の対象となる不孝の「規定」を否定したものである。次に「宋書」卷六十九范曄伝について、

遷長沙王義欣鎮軍長史、加寧朔將軍。兄昂為宜都太守、嫡母隨昂在官。(元嘉)十六年、母亡、報之以疾、曄不時奔赴。及行、又携妓妾自隨、為御史中丞劉損所奏。太祖愛其才、不罪也。服闋、為始興王濱後軍長史、領南下邳太守。

とある。ここでは、「清議」もしくは「郷論」という言葉は見えないが、「居(父母)喪廢礼」は「清議」もしくは「郷論」の主な対象要件となるものであるから、これは皇帝が人才を救う意味で「清議」もしくは「郷論」の発動を未然に防いだものと考ええるべきであろう。同様の例は、『梁書卷』三十三張率伝に、張率について、

其年(天監四年)、父憂去職。其父侍妓數十人、善謳者有色貌。邑子儀曹郎顧玩之求嫂焉。謳者不願、遂出家為尼。嘗因齊会率宅。玩之乃飛書言与率姦。南司以事奏聞。高祖(梁武帝)惜其才、寢其奏。然猶致世論焉。服闋後、久之不仕。七年、勅召出、除中權建安王中記室參軍。預長名問訊、不限日。

とある。さらに、やや屈折しているが、『梁書』卷三十三劉孝綽伝について、
初、孝綽与到洽友善、同遊東宮。孝綽自才優於洽、每於宴座、嗤鄙其文。洽銜之。及孝綽為廷尉卿、携妾入官府。其母猶

停私宅。治尋為卿史中丞、遣令史案其事、遂劾奏之云、携少妹於華省、棄老母於下宅。高祖（梁武帝）為隱其惡、改妹為姝。坐免官。……孝綽免職後、高祖數使僕射徐勉宣旨慰撫之、每朝宴常引与焉。及高祖為籍田詩、又使勉先示孝綽。時奉詔作者數十人。高祖以孝綽尤工、即日有勅、起為西中郎湘東王諮議。

とある。この劉孝綽の行為が、「清議」もしくは「鄉論」の対象になるものか否か判然としないが、何れにしても不孝ということでは処罰されたことに違いないから、これも劉孝綽の才能を理由として、不孝による処罰を解除したものとされよう。

次に「二親生離」の問題についてであるが、『宋書』卷八明帝紀、泰始六年十二月癸巳の条に、

以辺難未息、制父母陷異域、悉使婚宦。

とあり、同じことを『南史』卷三宋本紀下第三では、

以辺難未息、制父母隔在異域者、悉使婚宦。

としている。思うに、『南史』の記事は、『宋書』の記事を敷衍したものであろう。何れにしても「二親生離」に関する「規定」としてまずまちがない。先に『通典』の記事を引いて、「二親生離」の問題については、旧来官制の裁くところではないとして、政府はこれについて「規定」を設けることを放棄し、その当事者の是とするとともに従い、忠、孝何れを選択してもさしつかえないとされたこと、そして『南齊書』崔懷慎伝を引き、この政府見解が実際に機能していたことを述べた。そうすると右にあげた宋の明帝の打ち出した方針は、旧来の政府見解を白紙にもどし、新たに「二親生離」の状態に陥った当事者は、旧来のように各々その是とするとともに従うことは許されず、一律に孝をすてて忠を選択すべきことを命じたものに他ならないものとされよう。この宋の明帝によって打ち出された新たな「規定」は、この時期に限られた一時的なものではなく、以降歴代にわたって踏襲されたようである。少なくとも「二親生離」の状態に陥った当事者は、各々の是とするとともに自由に選択することはできなくなった（つまり、自由に孝を選択することはできなくなった）。『南齊書』卷二十八劉善明伝に、劉善明について、

遷為後軍將軍、直閭。（泰始）五年、青州没虜、善明母陷北、虜移置桑乾。善明布衣蔬食、哀戚如持喪。明帝每見、為之歎息、時人称之。転寧朔將軍、巴西梓潼二郡太守。

とある。この記事は母の没虜後の劉善明の生活態度をあわせ考えると、彼に対してなんらかの強制が加えられたために、官を

去ることができなかつたものと解すべきであらう。さらに『南齊書』卷二十七劉靈哲伝によれば、彼の場合も泰始中に母が没虜したため、改節し、「為布衣、不聴樂」して、喪に居るがごとき生活をおくっていたが、その間にあつても一貫して官を廃することはなかつた。そして斉の高帝の時になって、やっと母の南帰を果すことができたという。次に『南齊書』卷三十薛淵伝によれば、薛淵はもともと河東汾陰の人で、薛安都の従子であるが、薛安都が北魏に降つた際、彼に従つた。後に薛淵は南奔することができたけれども、その際母の索氏を連れもどることができなかった。八方手を尽して母を南帰せしめるべく努力を重ねていたが、その折り、梁州刺史崔慧景が母の南帰の可能性が生じたことを告げてきたので、それに期待をかけたが、結局果すことができなかった。そこで斉の永明元年に、官を去らんことを求めた（当時彼は散騎常侍・征虜將軍であつた）。これに対して、斉の武帝は詔して、

遠隔殊方、声問難審。淵憂迫之深、固辞朝列。……依附前例、不容申許。便可断表、速還章服。

といっている。右に見える前例というのは、先に見た宋の明帝の打ち出した「規定」ないしはこの「規定」の実行された結果（の事例）と考えられる。なお薛淵は、「贖母既不得」を以て再度職を解かれんことを乞うたが、またもや武帝によつて拒否されている。さらに『陳書』卷二十七姚察伝によれば、姚察は幼にして孝を以て聞えるほどであつた。梁末に父姚僧垣が北方の長安に連れ去られて「二親生離」の状態に陥つたため、蔬食布衣し、音楽を聴かず喪に居るがごとき生活を持していたけれども、一貫して官を廃することはなかつた。さらに、恐らく至徳元年に父が長安で死亡したという知らせがとどき、その喪に服したが憂懐のあまり滅性に至らんとしたとある。このように陳代にあつても、「二親生離」の状態に陥つた際、その当事者が官（忠）を廢して孝を尽すことが極めて困難であつたことを察することは、さして難しいことではない。さらに右の姚察の至孝の性格を以てしても孝をまつとうし得なかつたことから考えて、「二親生離」の際、孝よりも忠を選択すべしという情況の存在をさらに一般化して考えてもあやまりではなからう。なお先述したように、「父母」八十者、一子不従政。九十者、其家不従家。」とする礼の違反者も「清議」・「郷論」の対象となるものであつたが、これについても南朝になると人才主義の観点から否定されることがある。この点については、論述の都合上次節以下でふれることにする。

以上が忠と孝が抵触する面において、皇帝と士人の対応に旧来とは相異なるところが見られる事例の主なものである。そこでは皇帝により、忠を称揚すべく、あるいは国家にとって有為な人才を活かすべく、一律に孝よりも忠を尽すことを要求する

政策が打ち出されている。

三、孝觀念の変遷

(1) 晋南朝の士人の孝

晋南朝の忠と孝の関連を考える際、その大前提となるものは、忠と孝は究極において両立するものではないとする理念、ないしは現実の存在である。こうした理念、現実はもちろん古くからある。これは周知のことであるが、今そうしたことを示す史料をいくつかあげると、『後漢書』卷八十一独行、趙苞伝に、趙苞について、

遷遼西大守。……值鮮卑万余人入塞寇鈔。苞母及妻子遂為劫質、載以擊郡。苞率步騎二万、与賊对阵。賊出母以示苞。苞悲号、謂母曰、為子無狀。欲以微禄奉養朝夕、不凶為母作禍。昔為母子、今為王臣、義不得顧私恩、毀忠節、唯当万死、無以塞罪。母遥謂曰、威豪（苞の字）、人各有命、何得相顧、以虧忠義。昔王陵母对漢使伏劍、以固其志、爾其勉之。苞即時進戰、賊悉摧破、其母妻皆為所害。苞殯歛母畢、自上婦葬。（後漢）靈帝遣策弔慰、封郈侯。苞葬訖謂鄉人口、食禄而避難、非忠也。殺母而全義、非孝也。如有何面目立於天下。遂歐血而死。

とあり、『三国志』呉書卷二呉主、黄龍六年春正月の条に、

胡綜議以為、……忠節在国、孝道立家、出身為臣、焉得兼之。故為忠臣不得為孝子。

とあり、『晋書』卷九十良史潘京伝に、潘京について、

潘京……為州所辟。因謁見問策、探得不孝字。刺史戲京曰、辟士為不孝邪。京拳版答曰、今為忠臣、不得復為孝子。其機弁皆此類。

とあり、『南史』卷十三劉遵孝伝に、劉琨之について、

為竟陵王誕司空主簿。……誕之叛、以為中兵參軍。辞曰、忠孝不得並。琨之老父在、将安之乎。誕殺之。

とあり、『南史』卷二十六馬仙琕伝に、梁武帝の起義に応ぜず、帝の手兵に囲まれた時、馬仙琕がその配下にいった言葉とし

晋南朝における「忠孝先後」問題をめぐって

て、

公等雖二心、其如親老何。我為忠臣、君為孝子。各尽其道、不亦可乎。

とある。前述した孝をめぐる「清議」、「郷論」の「規定」は、こうした忠と孝は究極において両立し得ないものであるという現実、理念を前提とし、この前提のうえに立って、忠よりも孝を重視すべきであるということで設けられたものと考えられる。「晋書」卷五十庾峻伝に、庾峻の上疏を載せているが、それに、

其父母八十、可聽終養、則孝莫於事親矣。

とあるのは、そうしたことを示すものとされよう。

孝をめぐる「清議」・「郷論」の「規定」が、忠と孝は究極において両立し得るものではない、という前提に立ち、さらに、忠、つまりは官につき国政に従事することよりも、孝、つまりは親に対する孝養を専らにすることを要求するものである以上、孝道の実践と、官界に身を置くのみならず公権力からその物質的給付（禄）を期待し、ひいては一身の出世をはかることは、矛盾するものであるとする考えが存在していたことが当然予想される。はたして、先に引いた『晋書』庾純伝に見える、庾純の行為を不孝と見るか否かをめぐる博議のなかで、当時司徒であった石苞は、

（庾）純榮官忘親、惡聞格言、不忠不孝、宜除名削爵士。

といており、庾純本人も自効した上表文のなかで、

礼、八十月制（「父母」八十者、一子不從政。九十者、其家不從政。」とする「規定」のこと）、誠以衰老之年、變難無常也。臣不惟生育之恩、求養老父、而懷禄貪榮、烏鳥之不若。

といている。ここに老父（母）に対する孝養を忘れて官に従事し、公権力から物質的給付を期待し（懷禄）、ひいては官界での栄達をはかることが孝と矛盾することであると考える方が示されている。さらに『宋書』何子平伝に、何子平について、母本側庶、籍注失実、年末及養、而籍年已滿、便去職歸家。時鎮軍將軍顧覲之為州上綱。謂曰、尊上年末八十、親故所知。州中差有微禄、当啓相留。子平曰、公家正取信黄籍。籍年既至、便心扶持私庭。何容以末年未滿、苟冒荣利。且歸養之願、又切微情。

とある。このような考え方は、「二親生離」をめぐる議論にも見える。『晋書』卷七十九謝尚伝を見ると、謝尚は、「二親生離」

の際には、忠を廃して孝を尽すべしとしているわけであるが、

謝尚字仁祖、豫章太守鯤之子也。……転(司徒)西曹属。時有遭乱、与父母乖離。議者或以進仕理王事、於理非嫌。尚議曰、典礼之興、皆因循情理、開通弘勝。……然至於天属生離之哀、父子乖絶之痛、痛之深者、莫深於茲。夫一体之小患、猶或忘思慮、損聰察。況於抱傷心之巨痛、懷怛之至戚。方寸既乱、豈能綜理時務哉。有心之人、決不冒荣苟進。冒荣苟進之疇、必非所求之旨。徒開儻薄之門而長流弊之路。或有執志丘園、守心不革者、猶当崇其操業以弘風尚。而況含艱履感之人、勉之以荣貴邪。

とあり、「二親生離」の状態にあるものには仕官を勧めるべきではない、孝と「荣」とは矛盾するものであるとする考え方が示されている。

こうした孝と「荣」(立身出世)・「利」(懐禄)を求めるところとは、矛盾するという考え方が現われるのは「清議」・「郷論」にかかわる問題の際や、「二親生離」の際のみではない。いやしくも孝ということがからんだ際、常に現われるものである。このことを最も良く示すのは、当時の史乘に頻見する父母の老年を理由に、去官を求める例である。この場合、父母の年齢は八十に達していないものとするべきである。「晋書」卷五十五潘尼伝について、

初応州辟。後以父老辞位、致養。太康中、举秀才、为太学博士。

とあるが、「三國志」魏書卷二十一衛覲伝に引く「尼別伝」には、このことをやくわしく述べて、

潘尼……後以父老帰供養。居家十余年、父終、晚乃出仕。

とある。さらに、「晋書」卷七十鄧騫伝に、鄧騫について、

(甘)卓留為参軍、欲与同行。以母老辞卓而反。

とあり、「晋書」卷七十六虞潭伝に、虞潭について、

成帝即位、出為吳興太守、秩中二千石、加輔国將軍。……尋而(蘇)峻平、潭以母老、輒去官還餘姚。

とあり、「晋書」卷八十二謝沈伝に、謝沈について、

会稽内史何允引為参軍。以母老去職。平西將軍庾亮命為功曹、征北將軍蔡謨版為参軍、皆不就。閑居養母。

とあり、「晋書」卷八十六張茂伝に、張茂について、

晋南朝における「忠孝先後」問題をめぐって

建興初、南陽王保辟從事中郎。又薦為散騎侍郎、中壘將軍、皆不就。二年、徵為侍中、以父老固辭。

とあり、『晋書』卷九十四范粲に、范粲について、

及宣帝輔政、遷武威太守。……以母老罷官。

とあり、『宋書』卷一百自序に、沈白玉について、

又軫大農、母老解職。

とあり、『南齊書』卷四十六陸慧曉伝に、陸慧曉について、

拳秀才、衛尉史。歷諸府行參軍。以母老還家侍養、十余年不仕。

とあり、『南齊書』卷五十五杜栖伝に、杜栖について、

仍軫西曹佐。竟陵王子良數致礼接。国子祭酒何胤治礼、又重栖以為字士、掌婚冠儀。以父老歸養、怡情壘畝。

とあり、『梁書』卷十九宗夫伝に、宋夫について、

(齊)明帝即位、以夫為郢州治中。……以父老去官還鄉里。

とあり、『南史』卷四十八陸軍伝に、陸軍について、

稍遷太子中庶子、掌管記、礼遇甚厚。大同七年、以母老求去。公卿以下祖道於征虜亭、皇太子賜黄金五十斤。……母終、

後位終光祿卿。

とある。以上は何れも去官を許されたものであるが、この他に、去官を求めたけれども許されず、別の(閑職などで両親に侍養するのに比較的都合のよい)官職に改授された例もある。『晋書』卷四十三山涛伝に、山涛について、

泰始初、……遷尚書。以母老辭職。詔曰、君雖乃心在於色養、然職有上下。且夕不廢医薬、且当割情、以隆在公。涛心求退、表疏數十上。久乃見聽。除議郎。

とあり、『南齊書』卷五十三虞愿伝に、虞愿について、

出為晋平太守。……以母老解職。除後軍將軍。

とあり、『南齊書』卷四十九王績伝に、王績について、

軫左民尚書、以母老乞解職。改授寧朔將軍、大司馬長史、淮陵太守。

とあり、『梁書』卷十鄧元起伝に、平西將軍益州刺史であつた鄧元起について、

在州二年、以母老乞婦供養。詔許焉。徵為右衛將軍、以西昌侯蕭淵藻代之。

とあり、『梁書』卷十三沈約伝に、沈約について、

遷左衛將軍。尋加通直散騎常侍。永元二年、以母老表求解職。改授冠軍將軍、司徒左長史、征虜將軍、南清河太守。

とあり、『梁書』卷五十三范述會伝に、范述會について、

齊初、……遷尚書主客郎、太子步兵校尉、帶開陽令。……以父母年老、乞還就養。乃拜中散大夫。

とある。ちなみに、『晉書』陳壽伝に、当時無官であつた陳壽について、

張華將拳壽為中書郎。荀勗忌華而疾壽、遂諷吏部遷為長広太守。辭以母老不就。

とある。これは母が老齡であるのを口実として、自分の意に染まない官職への就官を拒んだものとされよう。

かくて、晋南朝の（官吏たる）士人（その淵源をなす後漢末から魏にかけての士人も当然そこに含まれよう。）には、忠と孝とが究極において両立し得ない以上、いやしくも孝道を実践せんとするならば官界に身を置くべきでないとする考え方があり、そこから（官界に在ることによって必然的に附随する）「榮」と「利」は孝とは矛盾するとする孝觀念を持つに至つた。こうした孝觀念が一種の法制の段階に突出して、それなりの自律性をもつたものが、不孝をめぐる「清議」・「郷論」の「規定」に他ならないということにならう。

ところで、『晉書』礼志中に、

建武元年、以温嶠為散騎侍郎。嶠以母亡值寇、不臨殯葬、欲營改葬、固讓不拜。元帝詔曰、温嶠不拜、以未得改卜葬送、

朝議又頗有異同。為審由此邪。天下有闕塞、行礼制物者當使理可經通。古人之制三年、非情之所尽、蓋存亡有断、不以死

傷生耳。要絰而服金革之役者、豈當官邪。随王事之緩急也。……嶠不得已、乃拜。

とある。先に温嶠が郷品を退割あるいは否定されたことを述べたが、右はその原因を示したものと思われる。それはさておき、ここでは元帝が温嶠に散騎侍郎への就官を要求しているのにもかかわらず、この処置を「官官」ではない。「王事之緩急」に従うものである、としてことさらに念を押ししていることに注目したい。そうすると、元帝のここである「官官」というのは、単に官職につくといつた程度の意味ではなく、「官官」に必然的に附随する「榮官」、あるいは「懷禄貪榮」に重点を置いた表

現であるとすべきであろう。要するに元帝は、温嶠の散騎侍郎就官を「王事之緩急」に随うための便宜的なものにすぎないのであり、決して「榮」と「利」を求めるためのそれでないとしてことさらに念を押ししたものと解されるのである。幸いにして右の「嘗官」をめぐる解釈に大過ないとするならば、晋代、皇帝といえども士人の依る孝觀念から自由ではあり得なかつたことを示しているものとされよう。このことは、既述のような孝をめぐる「清議」・「郷論」が、晋代、官界運営の一部に取り入れられていることから、これを予測しえよう。

(四) 陳文帝の孝觀念

「陳書」沈炯伝によれば、沈炯は陳文帝が即位するや、母劉氏の年が八十一になること、梁末の混乱のために自分の妻子のみならず、兄弟（つまり、劉氏と子の関係にあるもの）も全て死亡してしまい、母に孝養を尽し得るものとしては自分一人を残すのみになってしまっていること、これに加えて、今年七十五になる叔母の丘氏が生存しているけれども、彼女の身寄りも同じく梁末の混乱の際に死に絶えてしまっており、叔母の身寄りといえるものとしても自分一人しか残されていないことなどを理由に、官職（彼は当時、御史中丞を以て通直散騎常侍を兼ねていた。）を辞して、母と叔母に対する孝養を専らにしたいとする上表を行った。これに対して文帝は、次のような詔を発して、この沈炯の請願を拒否している。

詔答曰、……前朝光宅四海、劬勞万機。以卿才為独歩、職居專席、方深委任、屢屈情礼。朕嗣奉洪基、思弘景業、顧茲寡薄、兼纏哀疚。實頼賢哲、同致雍熙、便積簡南蘭、解紱東路。当令馮親入舍、荀母從官、用睹朝榮、不虧家礼。尋勅所由、相仰尊累。使卿公私得所、並無廢也。

右の詔答の内容から、二つのことがうかがえる。その一つは、前節に述べたことに関することである。先述したように、「父母」八十者、「一子不從政。九十者、其家不從政。」とする礼の「規定」に対する違反は、「清議」もしくは「郷論」の対象となる不孝の要件であった。従って沈炯の場合は、この事例に相当するのである。しかし文帝は、沈炯が国家にとって有能有為の人才であるとして、「清議」・「郷論」の「規定」の適用を否定しているわけである。ちなみに、同じく沈炯伝に、

初、高祖（陳武帝）嘗称炯宜居王佐。軍国大政、多預謀謨。文帝又重其才用、欲寵貴之。

とある。なお詔答中に、「以卿才為独歩、職居專席、方深委任、屢屈情礼。」とあるのは、前文によれば、沈炯は陳の武帝の在位中にも母が老年であることから、官を辞して帰養したいと乞うたが、武帝によって拒否されていることが知られる。これも

含めて沈炯は、以前から屢屢辞官帰養を求めていたが、その何れも拒否されたことを指したものとされよう。

そのもう一つは、旧来と異なる孝觀念が提出されていることである。つまり文帝は、『礼記』の「規定」を否定するに際し、それを必ずしも孝（家礼・私）とは矛盾するものではないというかたちで行い、さらに沈炯伝には、右の詔答の後に、

文帝又重其才用、欲寵貴之。会王琳入寇大雷、留異擁拠東境。帝欲使炯因是立功。乃解中丞、加明威將軍、遣還鄉里、收合徒衆。

とあつて、沈炯が官界において「榮」と、それに必然的に附随する「利」とをふたつながら手中にしやすいようにお膳立てしている。この一連の文帝が取った処置を頭において、もう一度、右掲の詔答を見ると、「用睹朝榮」とあるのは、具体的には（沈炯の母が）、沈炯が官界にあつて「榮」とそれに必然的に附随する「利」とを手に入れるのを見る、ということ述べたものに他ならないとされよう。かくて陳の文帝は、孝と官界にあつて「榮」と「利」を求めるとは必ずしも矛盾しないとする、旧来とは異なる孝觀念を提出し、この觀念を提示するのみに止まるのではなく、具体化したことが了解されるのである。ここにおいて皇帝は、忠と孝は究極において両立し得ないとする忠と孝をめぐる現実、理念を踏えつつも（既葬か否かをめぐる問題を除けば）、現実的にも、そして理念的にも、旧来の孝觀念から解放されて、官吏に対してほぼ無限に忠を要求しうるようになったのである。

(ハ) 東晋南朝の士人の孝と公権力

晋代と異なり南朝歴代の皇帝は、官吏に対して厳しく忠を要求することが多くなった。南朝も後半になると、孝と官界において「榮」と「利」を求めるとは必ずしも矛盾するものではない、とする孝觀念が提出され、かつ具体化された。こうした皇帝の側の一連の動きを説明するに際して、これを当時の士人のおかれている情況とは全く隔絶した、皇帝の側からする一方的なものとするのは、恐らく正しくない¹⁴。そこには、このような皇帝の側の動きを許容するような情況が、いいかえれば公権力に対するある種の「弱味」が士人の側にも生じつつあったことが予想されなければならないと思う。それはもちろん、南朝の士人が総体として、孝道の実践に不熱心になったということではない。このことは南朝歴代の正史を一読することによって容易に理解されるところである。士人側に生じた公権力に対する「弱味」としては、色色なものが考えられよう¹⁵。現段階では遺憾ながらこれが新しい孝觀念形成の直接的な要因であるといったことを確言することはできないが、あるいは遠因としうる

かもしれない事象を将来の考察に資する意味で、不十分ながら述べて見たい。

晋代（とくに西晋代）の士人と南朝の士人とは、孝道の実践という点に關して、時の政權に対処する際、その方法に相違が見られる。前述したように、孝と官界において「榮」や「利」を求めることは矛盾であるとすると、孝が絡んだ際、（官吏たる）士人はもともと公權力に対して遠心的であった。ところが南朝になると、逆の面が現われてくる。すなわち、南朝の士人は孝を完全なものとすべく、かえって公權力の求心力に応ずるようになるのである。父母が年老いて孝養を尽そうとするに際して、積極的に仕官を求めたり、実入りの多い地方官を求めたりすることが見えるのである。こうした例は、東晋以後見られるようになる。『晋書』卷八十二孫盛伝に、孫盛について、

起家佐著作郎。以家貧親老、求為小邑、出補瀏陽令。

とあり、『晋書』卷八十九羅企生伝に、羅企生について、

初拜佐著作郎。以家貧親老、求補臨汝令。

とあり、『宋書』何子平伝に、何子平について、

（願）覬之又勸令以母老求臬。

とあり、同じく卷九十二阮長之伝に、阮長之について、

初為諸府參軍、除員外散騎侍郎。母老、求補襄垣令。

とあり、『宋書』卷九十二良吏、王鎮之伝に、王鎮之について、

以母老求補安成太守。

とあり、『宋書』卷九十三隱逸、陶潛伝に、陶潛について、

親老家貧、起為州祭酒。

とあり、『南齊書』張岱伝に、張岱について、

出補東遷令。時殷沖為吳興、謂人曰、張東遷、親貧須養。所以栖遲下邑。

とあり、『南齊書』卷三十四沈冲伝に、沈冲について、

泰始初、以母老家貧、啓明帝得為永興令。

とあり、『南齊書』卷二十九劉瓛伝に、劉瓛について、

後以母老闕養、重拜彭城郡丞。

とあり、『南齊書』卷四十三何昌宇伝に、何昌宇について、

母老求祿、出為湘東太守、加秩千石。

とあり、『南齊書』卷四十三謝朓伝に、謝朓について、

建元初、転桂陽王友。以母老須養、出為安成内史。

とあり、『南齊書』五十四高逸、臧栄緒伝に、関康之について、

初、栄緒与関康之俱隱在京口、世号為二隱。康之字伯愉、……以墳籍為務。四十年不出門。不応州府辟。宋太始中、徵通

直郎、不就。晚以母老家貧、求為嶺南小県。

とある。また公権力の側から、親に対する侍養に資すべく、人事のうえで積極的に便宜を与えることもある。『梁書』卷五十

三良吏、伏暉伝に、伏暉について、

尋除東陽郡丞。秩滿為鄞令。時（父）曼容已致仕。故頻以外職処暉、令其得養焉。

とある。

東晋南朝に入つて見られる、右のような士人の公権力に対する対応の仕方は更に進んで、父母に対する孝養に欠ける可能性が存在するにもかかわらず、公権力に対して（物質的給付を廻避して）遠心的な態度を持するのは、孝とすべきではない。むしろ不孝とすべきであるとする考え方を士人の側にも生じさせつつあったと考えられる。『南齊書』卷五十四高逸、宗測伝に、宗測について、

測少静退、不楽人間。歎曰、家貧親老、不扞官而仕、先哲以為美談。余竊有感。

とある。ここでは宗測は、（隠逸的士人であつただけに）右の風潮に対してややとまどいを見せているが、『陳書』卷二十六徐陵伝によれば、徐陵は太清二年に東魏に使した。その留守中に侯景の乱が起り、父が建康城に囲まれてしまった。しかし徐陵は、侯景の乱や東魏滞在中に北齊の受禪さわぎなどが生じたために、南帰がおくれてしまった。そうこうするうちに梁の元帝が江陵に承制し、北齊と国交が開かれた。徐陵はしきりに南帰を求めたけれども許されなかつた。そこで徐陵は、北齊朝の要

晋南朝における「忠孝先後」問題をめぐって

路の大官である尚書僕射楊遵彦に書を致して南帰の実現されんことを求めた。その書簡の中で徐陵は、

常謂挾官而仕、非曰孝家。挾事而趨、非云忠国。
といている。

以上は東晋南朝の士人達が、孝を完遂するため、*榮*と*利*は孝と矛盾するという孝觀念における*利*を取りのぞいたことを示したものとされよう。

さて、『顔氏家訓』卷下涉務篇第十一に、

江南朝士因晋中興、南渡江、卒為羈旅。至今八九世、未有力田。悉資俸祿而食耳。仮令有者、皆信重僕為之。未嘗目觀起一撥土、耘一株苗。不知幾月当下、幾月当収。安識世間余務乎。

とある。西晋の官吏と東晋南朝の官吏の経済基盤いかにについては、なお問題がのこされており、輕輕しい比較は慎まなくてはならないが、その多くは豪族を出身母胎とする士人を中核として構成されていた西晋の官吏と、流寓の北来士人を中核として構成された東晋南朝の官吏とでは、前者に比した際、後者の経済基盤の低下は避けがたかつたときである。少なくとも前者に比して、後者の場合その経済基盤の低下を見たものが多数を占めることとなつたときである。右の史料には誇張があるが、それにしても一面の真実を伝えたものとされよう。

ところで、越智重明氏は、後漢末から盛んに行われた所謂仁孝前後論について言及され、魏晋南朝の孝が物質的奉養を中心としていたことを指摘され、「かつて曾子は、孝に三種類ある。大孝は親を尊ぶことがあり、その次は辱しめないことであり、その下は能く養うことである、としている。しかし後漢以来孝の中心を物的奉養とすることが生じたわけである。」¹⁹⁾とされる。これは右との関連において注目される。

この節で述べた西晋の士人と東晋南朝の士人の間で見られる、孝が絡んだ際の公権力に対する対応の相違は、西晋の士人と東晋南朝の士人との経済基盤の相違と、孝が専ら物質的奉養によって完成されるところとに対応するものと考えられる。

むすび

小論で述べたことの要点は次の通りである。

晋と南朝とでは、忠と孝の何れを先にすべきかということで相違が見られる。南朝になると歴代の皇帝は、忠義の奨励を意図して、あるいは人才主義を押し出すというかたちで、忠よりも孝を重視すべしとした「清議」・「郷論」の対象となる不孝についての「規定」を否定することがあった。また旧来、忠を選択するか孝を選択するかは、原則として（官吏たる）士人の選択に委ねられていた。「二親生離」の事例についても、孝を選択することを許さず、一律に忠を選択すべしとしている。

さらに南朝も後半になると、皇帝の側から、旧来とは異なる孝觀念が提出され、それを単に觀念の段階に止めておくのではなく、具体化している。すなわち、旧来の孝觀念を形成するものに、眞の孝道の実践と、官にあつて公権力からの物質的給付（禄）を求めること（「利」と、一身の立身をはかること（「榮」とは矛盾するものであるとする觀念の存在があつた。これに対して陳の文帝は、右の理念を否定して、孝と官界にあつて「榮」と「利」を求めることは、決して矛盾するものではないとする新しい孝觀念を打ち出し、さらにこれを単に觀念の段階にとどめておくのではなく、具体化しているのである。ここにおいて皇帝は、（士人も含む官吏たる）臣下に対して、（既葬か否かをめぐる問題を除けば）現実的にも理念的にも、ほぼ無限に忠を要求しうるようになった。

小論では、さらに、右に述べたような皇帝側の動きを生起せしめた原因のひとつを、西晋と比較した際、東晋南朝になると、公権力を媒介としなければ孝を十分に実行できなくなつた士人の数がふえてきたということ、いいかえれば、士人の側も孝と「利」とは矛盾するものだとする理念を、自ら放棄しなければならぬ状況におかれることが多くなつたということに求めた。これは当時の孝の内容が、物質的奉養ということを中心とするものであつたことと、西晋の士人と東晋南朝の士人とは、それぞれがおかれている経済情況に違いが生じた結果である、と考えられる（これは州大中正のとる郷党の輿論の矯少化とも相応ずるところがあろう）。

註

- (1) 尾形勇氏、「中国古代の「家」と国家」、とくに第四章「家」と君臣関係」参照。小論を編むに当り、この著書から種利益を受けた。
 - (2) 越智重明氏、「魏晋南朝の貴族制」四一頁―四三頁。
 - (3) 越智重明氏、「清議と郷論」(『東洋学報』四八一―)参照。
 - (4) どのような行為が「清議」・「郷論」の対象要件となったかについては、宮川尚志氏、「中正制度の研究」(『六朝史研究―政治社会篇―』第四章)及び前掲、「清議と郷論」に豊富に例があげられている。
 - (5) これはもともと力役についてのものであるが、ここでは転義して、官吏の国政服務に関するものとなっている。なお、当時任官は皇帝に対する力役の一種と考えられていた。
 - (6) 前掲、「清議と郷論」参照。
 - (7) ちなみに、「晋書」卷一百十慕容儁載記を見ると、
廷尉監常煒上言、大燕雖革命創制、至朝廷銓讓、亦多因循魏晋。唯祖父不斂葬者、独不聽官身清朝。斯誠王教之首、不刊之式。
とある。
- なお、喪服礼の変除過程において、始喪より葬に至る三ヶ月が最も厳重な制約を受けるが、既葬後、卒哭の礼を境堺として喪服はよほど緩和されることになる。それだけに、葬送という段階が喪服変除過程の中における最も大きな一時期を画するものである、という觀念が存する。(藤川正数氏、「魏晋時代における喪服礼の研究」三一六頁―三一八頁。)
- (8) 周一良氏は「兩晋南朝的清議」(『魏晋隋唐史論集』二所収)において、「親生離」をめぐる問題も「清議」・「郷論」にかかるものとされているが、疑問である。
 - (9) 前掲、「清議と郷論」参照。
 - (10) 前掲、「清議と郷論」参照。
 - (11) 前掲、「中国古代の「家」と国家」参照。
 - (12) 当時、父母が老年であることを理由として、新しく任せられた官職を辞退することもあった。これも「以父母年老請解職」と同じ理由に出るものだと考えるべきであろう。
 - (13) ちなみに、陳の文帝は沈炯の任官地である都に母を呼びよせて、一緒に住むのであるから辞官に及ばないとしているが、本文でも引いた『梁書』劉孝綽伝からもうかがわれるように、当時の官吏は、就官に際して、家族(もちろん母も含む)を伴って官舎に入るのが通常であった。少なくともそうすることに何ら障害はなかった。念のために史料をあげておくと、『初学記』卷十二太常卿第十三に引く、

『晋起居注』に、

安帝二年、太常臨川王宝啓、府舍窄狭、不足移家。母鍾年高、違離靡寧。乞還家撰事。詔聽。とあり、『晋書』卷六十六陶侃伝に、

陳敏之亂、(劉)弘以(陶)侃爲江夏太守、加鷹揚將軍。侃備威儀、迎母官舍。鄉里榮之。とあり、『陳書』卷三十陸瓊伝に、

初、(陸)瓊之侍東宮也(太子家令に就官したことを指す。)、母隨在官舍。とあり、『陳書』卷二十六除孝克伝に、

自晋以來、尚書官僚皆携家屬居省。

とある。就官に際して家族とともに官舎に移り住むということが、陳以前からの例であつたことが分る。それだけに旧來の孝觀念(沈炯伝では「家礼」とされている。)は、当然このことをふまえて形成され、あるいは維持されたと考えられる。それだけに、陳の文帝は辞官の請願を拒否し、あるいは新しい孝觀念を提出するに際して、右の例を巧に利用したものとされよう。

(14) ただし、南朝歴代の皇帝の多くが、晋代の皇帝と異なり、士人ではなく武人身出であつたことは孝慮に入れておかなくてはならない。

(15) また、前掲、「兩晋南朝的清議」参照。

(16) 例えば南朝になると士人が軍勢力を喪失する。これも士人の「弱味」のひとつとされよう。

(17) 『南齊書』卷七東昏侯本紀、永元元年、春正月辛卯の条に、

詔三品(二品?)清資官以上応食祿者、有二親或祖父母年登七十、並給見錢。

とある。これも公権力が孝道の実践に資すべく、金銭的援助を行ったものとされよう。

(18) また、『南齊書』卷六明帝本紀建武元年十一月壬辰の条に、

永明中、御史中丞沈淵表百官年登七十、皆令致仕、並窮困私門。

ともある。

(19) 前掲、『魏晋南朝の貴族制』三五九頁〜三六〇頁。

(補) 陳代、「清議」・「郷論」にかかる処罰は皇帝の詔書をもって具体化されるようになっていた。この事態は梁代に始まったようである。

前掲、「清議と郷論」参照。

なお、越智重明氏は『魏晋南朝の人と社会』において「孝経」の孝と身分制との関連を論じておられるが、脱稿のときは未見であつた。

晋南朝における「忠孝先後」問題をめぐって